

京都家庭裁判所委員会議事内容

1 日時 平成20年11月20日(木)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所 京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

田中泰子委員, 十一元三委員, 浜田昭委員, 藤原重美委員, 松井芳子委員,
山下徹朗委員, 吉田眞佐子委員, 新倉英樹委員, 西村則夫委員, 生熊正子委員

(京都家庭裁判所職員)

下坂首席家庭裁判所調査官, 井尻家事首席書記官, 石川少年首席書記官,
多賀少年次席家庭裁判所調査官, 渡辺家事次席家庭裁判所調査官,
築山総括主任家庭裁判所調査官, 川住少年訟廷管理官, 岸本主任家庭裁判所調査官,
西主任書記官, 黒坂事務局長, 松本事務局次長, 西村総務課長, 前田総務課課長補佐,
濱口総務課庶務係長

4 議事概要

(1) 京都家庭裁判所西村所長あいさつ

(2) 新委員及び同席職員等の紹介

(3) メインテーマ「家庭裁判所における保護者に対する対応について」

(は委員, は裁判所事務担当者を, それぞれ示す。

(テーマ1) 保護者の少年法上の位置付けと働きかけ

少年保護事件の概況及びテーマ1についての説明

私が担当した少年で非常によい方向へ行った少年がいるが, 家庭環境が非常に大事だ
という気がしている。配布資料にもあるが, どうして犯罪を犯すようになったかという
過去の経歴やその子の生い立ちを分析して, 何が原因なのかということを見る必要があ
ると思う。私たちが見ていて, 子どもが犯罪を犯したりするというのは, 大概どちらか
の親がいないというケースが非常に多いように体験している。

したがって, 犯罪を犯した子どもは, そういう家庭の中で自分の居場所がないという
ことをいつも言っている。今年, 保護司会で「私の居場所」という題のビデオができて
いるが, 確かに家庭の中で自分の居場所がないという少年は, 家にいるのはおもしろく
ないので, すぐに悪い仲間引きずり込まれて, のめり込んでいくケースが非常に多い
ような気がする。

家庭の教育力が非常に大事だというのは、私も同感だが、教育というと知識などを得るとというのが教育力ともとられるが、教育力というよりもしつけの問題ではないかという気がしている。しつけが家庭内で行われてない。それが、後の話にもつながるかと思うが、地域の教育力・しつけが今はもう失われてしまっているということではないかと思う。

先ほどの裁判所からの説明のとおり、幾つもの今の家族を取り巻く環境がすっかり変わっており、昔のように地域でそういった教育をするということができなくなった。現在、今のこの時代に合ったしつけをどこがするのか、また、そういったブロークンホームを起こした中で、非行を犯した子どもたちの家庭をどう立ち直らせるかというのが非常に大事なことだと思う。この親の集い、私も非常によく取組だと思っている。後で親の集いで行っている内容を教えていただき、コメントさせていただきたいと思う。

この教育力というのは、配布資料を読んで難しいとまず感じたが、私は家庭裁判所がこのように保護者に関わっていることを余り理解できていなかった。保護観察の関係で月に3回ぐらい往来訪という形をとっている。先方の家庭に行く場合は必ず保護者との面談を入れており、保護者と話はするが、保護司の立場で保護者にいろいろ言うということはなかなか難しいと感じている。

また、私の担当しているケースが特異なのかもしれないが、先ほど、特に貧困であるとか教育力が低いとか親がそろってないとかの意見が出たけれども、私が二十数年間保護司をしている中では、両親がそろっていて、職業的にも学校の先生であったり、一般社会から見たら普通の家庭の方がたくさんいる中で、数字を見るとこうなのかと今改めて見せていただいた。

例えば、自分の子どもが再犯に近いようなことをしていることを親が薄々感じていても、それを子どもに言うと怖いからということで子どもには指導もできないことが多い。その場合、保護司に対して「今シンナー吸ってるようなんだけど」とか「自転車窃盗したようなんだけど」というような申告があるので、「じゃあ本人に言いましょう。」と言うと、「それはやめてくれ。」と、「私が親として保護司に言った言葉は子どもに言わんとってくれ。」ということである。本人にそれを言うと親と子どもの関係が崩れるというようなことも言われ、親がわかっているのにそれをはっきり言えないという家庭の状況も一つ問題ではないかというのと、先ほどの子どもの居場所がないということだが、それも、その家庭に行くときに逆に親の居場所がないのではないかという、子どもがでんと

頑張っ部屋を閉めていて、父親たちの居場所がないようなことを逆に言われることもあり、ケースによっていろいろなのかということ考えた。

もう1つ、私も福祉施設を経営しているが、その中で京都の府民労働教育課というところが対応する「青少年すこやか支援地域ネットワーク」という事業が京都テレサの中にある。その事業の中で、保護観察になるまでの不処分になった少年たちの福祉施設体験というのも今私たちも受け入れている。やはり親と一緒にということだが、保護者は、初日は来られるけれども、福祉施設の障害者施設の中で親子と一緒に仕事をするということはなかなかなく、これもまた難しいというふうに考えているし、家庭裁判所で親の集いをやっていただけるのはとてもありがたいと改めて感じている。

確かに、見ていてきちんとした親御さんなのに子どもがそれていってしまい、途方に暮れているタイプの親とこの親なら本当に子どものほうがもっと別の場所に居場所を探して、不良交遊や非行に走ってしまうのも無理はないというタイプの親と両方ある感じである。途方に暮れている親たちにはいろいろと働きかけをしてもよく聞いてくれるし、場合によればうまくよい方向に行く場合もあると思うが、もう一方のタイプはなかなか難しいかもしれない。

少年非行は、子どもたちの居場所がないとか、助けてくれという叫びであるような気がする。家庭裁判所に来て、自分で気づいて「こんなことをしてちゃいけない。」と思える子もいる。しかし、家庭の中に大きな問題がある場合などは、根本問題が解決されないとずっと問題を抱え続けることになる。

外国では親の教育プログラムがあり、虐待の親などは、親自身が変わっていくプログラムを受けなくてはならないという制度がある。家庭裁判所は虐待問題も扱っている。幼少時には虐待問題として、思春期には少年非行という形で事件が家庭裁判所に来たときに、親としての教育プログラムがあればと思う。

裁判所では人的資源や施設を確保するのは大変だと思うが、児童相談所や民間団体で実施しているものの受講義務を課す、あるいは受講することを勧告するなどもありうる。親自身が子育てに困難を感じたり、子どもについて悩み、自主的にお金を払ってカウンセリングに行ったり、プログラムを受けに行く場合もあるが、知識や経済的な力がない方は行けない。問題に気づいていない人に対しても、裁判所であればアプローチしやすいと思う。

親子関係は切れない。家には帰さずによそに住まわせて、あの親とは関係を切ったほ

うがよいという場合であっても、少年が大人になっても親から「親の面倒を見ないのか」「家に来い」と言われるなど親子関係に苦しんでいる方もいる。親としての教育を受けるプログラムを、諸外国の例もあり、是非とも家庭裁判所こそ専門機関としてご検討いただきたい。

非行に走った子どもを教育するよりもその親を正しく導くほうが大変だと感じることもある。よくあることだが、少年非行にしても少年犯罪にしても単独で行うよりも集団で行う場合のほうが多く、保護者の方に聞くと「うちの子は悪くないんだけど、周りに悪い子がいて」と一様に言う。結局は自分の子どもがまず見えていないのではないかという感じがする。

それから、最近の傾向かと思われるのは、保護者がしつけを学校や先生に求め過ぎる面もあるかと思う。教師の方々もしつけの面についてそれほどトレーニングを受けているわけでもなく、まず最初にしつけをすべきは家庭だと思うが、そのあたりでしつけができる親が減っていると思う。

他方、結構悪質な事件を起こした子どもたちであっても、捕まってくるとやはり子どもである。社会では結構恐れられた少年少女たちなのかもしれないが、逮捕勾留等されているいろいろな調べや事情聴取を受けていると、やはりまだ子ども子どもしている子が多いという印象である。そういう子どもたちは、早い段階でよりよい方向に導けば、立ち直る子が多いというのが私の全体的な印象である。

配布資料を読んで、教育力が低下した背景の中に離婚率の増加や単親の家庭で問題が多いというのがあった。しかし、どれについても社会状況の変化の中で増加してきた結果なので、簡単には直していけないのではないかと思う。裁判所は、もちろん保護者会であるとかいろいろな機会に親なり本人を教育するようなチャンス을設けているが、非行が起らないような予防、すなわち、紛争すべてについて、起こる前に何かできるのではないかなという気がする。

家庭の問題については、元々は法律的な根拠はなかったけれども、受付事業の一環として家事相談が行われるようになって、今は、とても大勢の方が家事相談に来ていて、問題があったら裁判所に行ったら相談に乗ってもらえるということが随分知られてきていると思う。全く自覚のない親は別にして、何か非行が起こりそうだとか、加害者になるかもしれない、あるいは被害者になるかもしれないというように、何か問題があるときにどこに相談に行くのかと考えていたが、児童相談所であるとか警察であるとか、学

校が関わっていれば学校に問題を持っていったりするのと同様に、悩みがあってどうしてよいかわからない人に裁判所も何か相談を受け付けるような方法がとれないかと考えている。それが一般に知られるようになり、裁判所や警察が事件の後始末だけではなくて、社会的にいろいろな問題について配慮もあり、知識もあり、考えているのだということが世間全体に知れ渡るような方法があればとてもよいのではないかと思う。

裁判所には調査官もいて、少年非行についてのノウハウがあり、そういうものをもとにして、あそこに行ったら相談に乗ってもらえるという受け皿を作ることが可能なのではないか。もちろん人の手当てとかお金の手当てとかたくさん必要なことがあるので簡単にはいかないだろうが、裁判所の役割としてもそういうことが考えられてもよいのではないかと日ごろから思っていた。家庭内の教育力がとても低下していて、たくさん問題があるのはよくわかっていて、このごろ話題になっている大麻の事件とか、先ほどのシンナーの話にしても何かを気がついた人がちょっとどこかに相談に行き、親が相談に行ったことが知られたら困るということであれば、それを回避するような方法で問題を解決に結びつけるような相談機関がたくさんあればよいのではないかと考えている。こういったことを、セーフティーネットワークというのかどうかはよくわからないが、そういう相談機関の一つとして裁判所も位置づけられていけばよいのではないかと考えている。

御紹介の家事相談というのは、何かいろいろな相談に乗るシステムを連想させ、そういう印象を与えるので、家庭裁判所としては手続の相談に乗るだけということで、「手続相談」と改める動きとなっているのが実情である。本当にそういう面ではいろいろなところにいろいろな受け皿となるプログラムがあればよいという気持ちは本当によくわかる。

まず、関係者の方々はそういうことに真摯に真剣に取り組み、本当に大変なご苦労をされていると思う。

配布資料の中の人口比少年犯罪を見ても、ワーキングプアと一緒に負の連鎖というのは代をまたいで来るものと思っていた。親を教育しなければいけないというのは、多分ずっと何年にもわたってこういう問題が放置されてきたからこそ、今のような状況になっていて、各委員が述べたように、もっとセーフティーネット的な役割が地域にも身近なところにもないと、裁判所だけがどんなに努力したとしても限界は当然にあると思う。

昔はお“巡りさん”はある程度怖かったし、地域にもうるさいおばさんやそういう人

がある程度の抑止力になっていたが、今は、子どものほうがグループを組んでしまうと大人より怖い、何をされるかわからないから注意できないという社会になっていることが非常に大きな問題かと思われる。まして親も子どもに犯罪をそそのかすような時代だから、親を教育する、保護者の会を作るといっても、ここにくる保護者はまだまじめに考えている方で、実際にはそうでない人が大勢世の中にはいるのだろうと。

ワーキングプアというのは代をまたぐということが話題になり、雇用に関して、どういふ援助策・支援策があるのだろうと考えたが、なかなかよい案が出てこなくて、経済団体としてできることとしたら、相談窓口を増やして、相談に乗ろうといったことぐたいであった。人の問題は本当に難しい。日ごろの裁判所の取り組みの大変さがよくわかり、勉強になった。

先ほど話に出た、親のための相談の機関がよりたくさんあればよいというふうに思う。非行少年に対しては家庭環境というのは確かに大事だとは思いますが、親だけがその責任が重いというのは大変重荷であり、特に片親ということになると、その片親のほうにその責任の全てがかかってくるということもあると思う。両親がそろっていても、例えば父親が教育に無関心な家庭もあるかもしれないし、やはり多くの大人がかかわっていけるような場があればよいのではないかと思う。

先ほどの裁判所からの説明の中で、家庭の教育力というか防止機能がどんどん落ちていって、少年非行がどんどん深刻になっていっているというイメージを与えたかもしれないが、大きな目で見ると必ずしもそうではない。何十年か前から少年事件と関わってみると、ひところの非行の山の一番大きかったころは、多分シンナーとかトルエンとかの吸引が蔓延したころで、これは本当にきちんとした親がいてもどんどん広まっていって、子どもたちが、それこそ本当に体を蝕むというので、親たちも途方に暮れた。親を見てもきちんとした親なのに何かのきっかけで友達と遊ぶ中でそういう道に染まって一種の中毒のようにやめられなくなってという、それは非常に深刻な時代もあったし、暴走をして遊ぶ楽しさに引っ張られて、親も本当におろおろしているという暴走族が非常に蔓延した時代もあった。

確かに、私たちの子どものころはまだ学校でも親の恩とか、「お父さんやお母さんがどんな思いで育ててくれているのか。」と言われて育った世代だから、非行少年にも「こんなことをしてお父さんやお母さんがどんな思いでいるか考えてみなさい。」と言うと、一定程度効く時代も経験した。そういう時代に比べると教育力とか家庭の非行防

止力というのは弱りつつあるかとは思いますが、どんどん悪化していているという状況ではないと思う。

最初に確認しておきたいのは、何だかんだといって日本というのは大騒ぎするほど危機的ではないということが、海外と比べるとよく現れていると思う。例えば私が2000年にアメリカにいたころ、少年による親殺しだけで年間三、四百件だった。向こうは拳銃もあるということで、日本は今でも殺人が西欧先進諸国の大体6分の1くらいなので、守るべきところは守っていかないといけないという部分があって、さらに改善できるよう目指したいということだと思う。

今回のテーマの保護者に対する指導ということはやはり非常に大事で、事件に至る前に精神科を外来受診する場合も、我々もやはり親にどう指導しようかというので大変頭を痛めるし、少年院では法務教官が日々苦勞して少年を立ち直らそうとしていても、親が面会に来てぶち壊すようなことを言うケースがあって、それに対して指導する法的根拠がなかったので、やはりその方向への改正は非常にありがたいという声をよく聞いている。

あと、環境の問題だが、逆境的な体験というのを9項目、アメリカの調査項目を使って、両親とも不在であるとか両親が覚せい剤を使っているとか、あるいは精神疾患で家庭の養育機能を失っていると、そういう項目を調べたところ、一般の学校に比べて少年院に来ている少年の家庭というのは大体数倍の逆境を持っていると思われる。初等少年院に至っては10倍である。一けた高い。要するに親も不在で養育者から虐待も受けていたとか、多重に重なっているというケースが多かったので、多くの非行の背景としてやはり環境が劣悪だということは明らかだと思う。

そういうことで、親指導というのは非常に大事なコンセプトであるのだが、これが法的根拠に位置づけられたということは、指導に対してより適正かつ合理的な指導をしていかないといけないということになってくるかと思う。権利ができた分義務もあると思うが、その際に、先ほど何人かの委員が述べたような、両親が非常に真っ当であって、むしろ標準以上の経済的あるいは教育指導をしようとしているにもかかわらず子どもにどうしようもコントロールのきかない行動をとられたりするというケースも最近多い。しかも、そういうケースは凶悪事件に相当する場合に結構多く、我々相談を受ける精神科医も頭を痛めているところであり、非行の様々なタイプを十把一からげに論じるのは非常に危険であると思う。よく鑑別して、むしろ親は、サポートを受けてこそあれ非難

されるような状態にはないという方も中にはいると思う。

実は学校でも同じことが起きており、日本学校保健会で、平成17年にメンタルヘルスの全国調査を初めて行った。平成18年には5年に一度行っている保健室利用状況調査を行って、例えば保健室登校が倍増しているとか、いろんなデータが出てきた。その背景を探ったところ、実は環境の問題は当然あるし、やはり経済的に苦しい家庭は養育も苦しい場合が多い。実は精神医学的な問題を抱えている子ども、あるいは親子ともそういう問題を持っているという方が予想外に多かった。

そうすると、学校の先生方の教育上の工夫だけでは対応できないので、これは校内だけではなくて適正な校外資源、社会資源をたくさん作ってもらって、医療機関もその一つだが、そこと連携して初めて家庭・子どもをサポートできるという結論になった。それが今年の中央教育審議会の結論で、それを受けて日本学校保健法が50年ぶりに改正された。だから、しつけも大事だし、いかに、より科学的な視点で少年の特性あるいは家族を見ていくという、その両方がないと学校生活は安定しないということがわかってきた。

特に貧困な場合だと、本人・家庭への福祉的サポートも要る。加えて、専門的というか、医療的支援が必要なケースも結構多いということがわかってきた。よく、保護された少年の親に会ってみると大学の先生だったり校長先生だったりというケースも最近は全然まれではないので、精神医学的視点も踏まえた上で、この保護者への指導という制度が活用されればすばらしいと思って拝聴していた。

先ほどの委員が述べたとおり、学校は、やはり深刻なケースをどこに相談したらよいのだろうとすごく悩んでいる。そのときに真っ先に浮かぶのは、やはり家庭裁判所というのはそのプロではないかということなので、その知恵を借りることができたら学校はどんなに助かるだろうというような声は時々聞いている。

裁判所は送致されてきた事件について、その少年の処遇をどうするかという前提で調査及び審判をするので、前に一度来たからとか、また、非行を犯しそうという形では関わるのがなかなか難しい。

裁判所の守備範囲の問題でどうしても縛られてくるところがあって、裁判所は事件として係属しない限り、なかなか手出しはできないというのが司法の限界であり、そのあたりはかなり難しいだろうと思う。

ただ、何もできないかというのと、裁判所が持っているノウハウによって、例えばそう

いう問題だとこういう社会資源のほうに行ったほうがよいということで、裁判所からさらにレファラーすることは可能だと思う。ある程度裁判所として話を聞いた上で、これはむしろ、そういう司法の問題というよりも精神科領域の問題だと、「それはそちらのほうに行ったらいかがですか。」というような形で対応することは可能ではないかと思うし、そこがぎりぎりのところではないかと思う。

保護者に対する措置というのは、本当に福祉的な関わり方をしなければいけないと思っている。裁判所に来る親の中には、例えば親族からも孤立し、社会的なネットワークからも孤立しているような、どのような支援を受ければいいのかというノウハウを全く持たない人たちがいるわけであり、裁判所としても彼らをおある程度仕分けするための情報を持ってなければいけないのではないかとは思っている。ただ、そうしたノウハウは担当者個人の財産にはなっているかもしれないが、まだ庁全体の財産となっているところまではいっていないので、保護者に対する働きかけ等を充実させていくとすれば、そういうものを共通のものとして持っていかなければいけないのかなというように思う。

調停でもこれから離婚すると、子どもを抱えてどうやって生きていこうかというときに、調停委員が「こういうところに行けばこういう制度があって、ここに行けばこういう手続きができます。大体要件としてはこのような要件です。」というようなことが、ただ夫婦が離婚するかどうかだけではなく、調停の段階で正確にそういう助言ができるようにしており、そうすればこれから離婚した母子家庭が生活をしていくのにも役立つのではないかとすることを念頭に置いている。ただ、情報提供が間違っていないといけないので、最近では調停の際に、すぐに正確にお伝えできる豆知識集を作って調停委員にお渡しするようにしているが、本当に非行の背景に貧困とかそういうことがある場合には、少年事件用豆知識集というようなものを作って、正確な情報を提供するというようなことも考えられるかもしれない。

私もずっとどうしたらよいかということを考えていたが、最終的には先ほどの委員が述べた駆け込み寺のようなところへ行けるとよいのではないかと思った。家裁は家裁でやはり司法のラインである。警察であれば警察庁と、それぞれのラインラインで縦割り行政となっている。だから私は、非常に訓練された方でないと窓口が難しいと思うが、「無料何でも相談センター」というようなものを、行政全部にわたって開設して、そこで来られた方の困ったことの相談に乗って、それを割り振ってそれぞれの縦割りに戻し

ていくという、そこへさえ行けばどんな困ったことでも全部どうしたらよいかということがわかるような、そういう何でも相談センターを開設する以外はないのではないかと思います。

今の縦割り行政では家庭裁判所は最高裁判所の管轄だし、それぞれの縦割り行政で、区役所へ行っても児童相談とか福祉相談とか、「そういうことだったらその窓口に行きなさい。」という対応であり、それに非行などが関わっていても、それは区役所の範疇じゃないということで門前払いを食らうのではないかと思います。そういうことを抜きにどんな相談でも持っていけばどこかへきちんと割り振ってもらえるような、そういう無料相談センターがあればいいのではないかなと思った。これは政治の問題であり、非常に実現の難しい問題だとは思いますが、私の結論としてはそんなことになった。

(テーマ2)「保護者会(親の集い)」の取組み

テーマ2についての説明

男性は余り選んでいないのか。

実数を挙げると、実父が16人、実母が41人、継父が1人、継母が1人、父親が17人、母親が42人ということで、大体30%近く父親が参加している。

保護者が参加するのは1回だけなのか。2回3回と参加する人はいるのか。

今のところ2回参加した方はいないと思う。

1回だけなのか。

はい。裁判所に事件が係属している期間があるので、毎月ではなくて隔月に実施していることもあって、今のところそういう希望をする保護者もいて、一応検討の視野には入っているところではあるが、まだそこまでは至ってないということである。

私の担当した少年事件の保護者が、この保護者会に参加した。感想を聞いたところ、「大変よかった。こんな思いをしているのは私だけかと思ったけれども、ほかの保護者も皆さん悩んでおられて、とても勇気づけられた」と言っていた。審判の直前で、試験観察になっていた少年だったので、何回か参加させてもらったらだんだん慣れてきてもっといろいろな思いが出せたのではないかなと思った。是非とも毎月やっていただけたらと思う。

本来の役割とは違うのですが、そういった方たちに、その後どういうふうに変ったかとかいったような追跡調査はするのか。

保護者会に集まっていた保護者の少年が、どの程度の少年かという点、やはり試験観察中の少年や、あるいは保護観察中の再非行といった少年がかなり含まれているので、一般の軽微な事件で終わる少年たちよりは、当然再犯率は高いように思われる。そういう点では再犯調査をしても大きな意味がないと考えており、詳しく調査をしていないのが現状である。

親の集いの機会を持ったから、すぐに親の態度が非常によくなり、子どもにもそれが伝わってすぐに再犯の防止に効果が出てくるというような、特効薬的なものではないと思うが、本当に悩んでいる父母に少しでも何かを見出してもらおうという、薬でいえば漢方薬みたいな形にならざるを得ないと思う。

参加された親の子どもで少年院送致になったケースはどれぐらいの割合なのか。

最終処分で少年院決定になった少年はいない。

少年が、試験観察中や処分前だと、保護者会が実施されてから処分することになる。保護者会との関係では、少年院へ送致しようとするような少年は余り対象ではないため、直近の結果を見れば、少年院送致がないというのは当然といえば当然ということになる。また、保護者会を実施した子をずっとフォローして相当の長期間後にも少年院送致はないというようなデータもない。

補足すると、保護者会に参加した当該事件の処分については、不開始が15%、不処分が38%、保護観察が47%と、約半数が保護観察になっているという状況である。これは、試験観察中の少年を終局は保護観察にしたというケースが多くあるということである。この保護者会を受けて余り調子がよくないから保護観察にしたということではない。試験観察中の少年の保護者に参加させて、その後の成績が悪くて、最終的に少年院送致になったという少年はいないが、見ている期間がそんなに長い期間ではないので、一たん終局して、後ほどまた事件が係属して少年院に行った少年がいるかもしれないが、そこまでは追跡していない。

このような取組は、精神医学的に見ても、非常に意味のあることだと思っている。当然私たちも、患者とか問題行動を呈して児童精神科に来る人の親の会というのを作るのだが、どういう保護者の方に来てもらおうかというところでいつも頭をひねっている。やはりこの親の会でかなり救われており、1人で背負っているということだけで非常に母親としては苦しんでいる方が多く、それが親子関係にも影響している場合があるので、そういうケースには保護者会は大変有効だと思う。

もう一つ、再非行を繰り返しているようなケースでどうしたらよいのかと思うことがある。もちろん本日のテーマは保護者であるが、実際、子どもというのは一日の多くの時間を学校あるいは級友と過ごしており、クラスが崩壊しているようなケースでやはり問題行動というのは起きやすい。非行の予防とか再教育というのは教育基本法の中にもうたわれているわけなので、今後、将来的に、そこには当然保護者が入ってくるが、少年司法と教育行政がどこかで手を携えて当たれば、もっと強力により方向を目指せないかと考えながら伺っていた。

委員の御意見は、もう少し非行性が進んだ少年の親を参加させたほうが保護者会としての意義が高まるのではないかという意味で理解したらよいのか。

いや、そうではない。余り子育ての意識もない親に無理にこういう形で参加してもらってもなかなか効果が得にくい部分があるかと思うので、むしろ適切な選別ではないかと思っている。ただ、今後将来的に考えると、非行といってもいろいろなレベルがあるので、そういった学校の役割というのは非常に大きい。家庭が多少揺らいでいてもしっかり指導あるいはサポートをしていたら、それだけで少年は救われていくので、もちろんプライバシーの問題があって非常に難しいが、どこかでそういう参加あるいはサポートできる体制ができればという意味である。

裁判所としても、今まではざっくばらんにいえば割と参加させやすい対象者等を選んでた部分はあると思う。しかし、自身が問題意識を持ってない親たちをいかに自分の問題、何とかしなければだめだということに水を向けて、この会に参加させる、要するに、表面的なニーズは今も余り持ってない人たちをどうやって参加させていくのかということとをこれからやっていかなければならないと思っている。

保護者の集いというのは全国のあちこちの裁判所が行っているが、端的に言えばやりやすいところだけやっている部分が見受けられる場合もある。それに対する批判としては、やりやすいところだけをやってもしようがないのではないのか、本当に困っている人たちを対象にしていかないと本当の真価というのは出てこないのではないかというようなことが言われている。そのためには、その動機付けまで調査官がどうやってうまく持っていくのかということと、重い問題を持っていれば持っているほど動かしていく人の能力が非常に厳しくなるので、そのあたりのことをうまくやることのできる技量がどこまであるのかという、また別の問題が出てくるだろうと思う。今のところは両方の中間点ぐらいでやっている状況である。

先ほどの委員が述べたように複数回ということは多分考えられるだろうと思う。複数回するとすれば、それは同じようなグループ、同じレベルの人たちをグループにしなければなかなか難しいだろうと思う。そういう問題やいろいろな対象選択の問題、実施方法、それから私たちの技量の問題なども抱えているのではないかと考えている。したがって、そういうことでもう少しどのようなことを工夫すればよいのかということをご委員から教えていただければと思っている。

重要な論点なのでふだんから思っていることを2点だけ追加させていただくと、1つは、私は司法側の人間ではないが、例えば学校でも同じことが議論されるが、余り心理療法的なことまで拡張していくと、裁判所の役割からいえば切りがない部分もあるのではないかと考える。その一方で、私たちのように少年をサポートする側から言うと、いくら言っても防止できなかったところでついに家裁に係属してしまったというケースでは、やはり裁判所の権威があるので、ある意味少年の再教育、あるいは家庭に気付いてもらう大きなチャンスである。したがって、そういう形でより適正な方向に活かすきっかけには指導していただきたい、方向づけを与えていただきたいという面はある。何か少し相矛盾する面ではあるが。

付添人として保護者と面接していて、「お母さんも本当にご苦労されてきたんですね。」という、いろいろなことを打ち明けてくれる人もいる。先ほどの報告では少年院に行った少年はいないということだが、少年院に行かざるを得ない状況の少年の保護者にも、親の会を体験させてあげて欲しいと思う。

親は自分を責めておられる方がいて、でも、「どうしようもない。」という気持ちを抱いている。是非ともこの保護者会に、もっと非行の程度が進んでいる子の親も入れる、いくつかのグループができるのかもしれませんが、機会を設けていただきたい。大変よい取り組みだと思うので、それを宣伝してもらいたい。チラシやポスターを見て、例えば無免許運転を繰り返すような子たちの保護者も参加させて欲しいと言うかもしれない。是非とも宣伝もして参加者の範囲を増やしてもらいたい。

非常によい取り組みをしておられて、参加できた親にとってはとても幸せな機会だったと思う。先ほどから出ているが、無理に参加させることはないと思うが、機会を与えるという意味で原則参加にしてもいいのではないかと。やはり裁判所が言うからどうしても出ないといけないのかと思って出席する方で、最初は嫌々でも、さきほどのビデオを見せていただいた中であつたように、話している間にいろいろな気付きがあつた

り、自分ひとりが悩んでいるわけではないという思いがあったりして、保護者会の意味を理解し、参加してよかったと思う人がおられるので、広く、原則参加のような形でもよいのではないかと感じた。

私も原則参加でやっているのかと思って配布資料を読んでいた。調査官が随分面接の中でカウンセリングをしていると思うが、それでもなかなか本当に自分の悩みとかを打ち明けるといのはし難いのではないかと思う。これは、私が勝手に憶測していることであるが、過去の、なぜ非行なり犯罪を犯したかということの原因を探られるので、どうしても質問調になっていくのではないかと思う。そういうことから離れて、自分が平素悩んでいることを同じ立場の方々との間でいろいろ意見の交換ができるというのは非常に素晴らしいことだと思う。不登校の子を持つ親の会というのも何かできているらしいが、やはり同じ悩みや同じ思いを持っている方々が集まって、そこで自分の気持ちを打ち明けられるような場があるというのは非常にその方にとってストレスの解消にもなるであろうし、これから子どもと接する接し方も変わってくるであろうし、すべての面でプラスの効果は大きいと思う。

この親の集いというのは非常によい企画だし、先ほどの委員が述べたように、これからももっと頻繁に、隔月ではなくて毎月ぐらい開いて、それぞれのジャンルに合った会を開くのがよいのではないか。また、先ほどのビデオで、看護師が同席されていたが、いろいろなジャンルの専門の方にそういう場に同席してもらって、それぞれの親に対するアドバイスを個別にできるようなことに活かされればよいのではないかと思った。

今回の保護者に対する対応というテーマは、裁判所にとっては切実ではあるが、特効薬というか、いい方法というのが具体策としてはなかなか見出しにくいということで、委員の皆さんからも意見を言いにくい面もあったと思うが、貴重な御意見を多数いただき、最後には、励ましのお言葉もいただいて、大変ありがたかった。

(4) 次回期日

次回委員会は、平成21年5月ころで日程調整することになった。

(5) 閉会